

重点  
支援

## 住居確保給付費

3,948万3千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、離職や廃業に至らなくても休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれがある方に対しても家賃相当分の給付を行うことができるようになりました。

支給対象者:①離職・廃業から2年以内の方

②給与等を得る機会が当該個人の責任に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方

※②は、4月20日に改正省令が施行され、対象が拡大されました。

支給期間 :原則3か月(一定の要件を満たせば6か月の延長が可能です。)

その他、申請にあたっては、収入、資産及び求職活動等の要件があります。